

## 令和8年度 能美市主観的事項審査基準

能美市では、毎年度、技術力の向上や社会貢献に熱心な建設業者に対して主観点数を付与します。  
次の主観的事項審査基準をご確認のうえ、主観的事項に関する調査票を記載・提出してください。

評価項目のうち、工事成績評定及び優良建設工事施工業者表彰にかかる主観点数については、該当業種ごとに加点・減点し、その他の評定項目については、全業種共通に加点・減点します。

経営事項審査総合評定値に主観点数を加えた総合点数により、等級の格付けを行います。

### 1. 工事成績評定 最高70点の加点から最大60点の減点

【対象】県内に主たる営業所を置く建設事業者

能美市、能美市土地開発公社及び市立病院発注工事において、令和6年1月1日から令和7年1月31日まで（2年間）の間に竣工検査を受けたものについて、工事業種毎の成績評定の平均点により、下記のとおり主観点数を加点・減点します。

工事成績評定	計算方法	配点の範囲
80点以上	70点	70点
75点～79点	(評定点-74) × 7 + 27	34点～62点
65点～74点	(評定点-65) × 3	0点～27点
55点～64点	(評定点-65) × 3	-3点～-30点
51点～54点	(評定点-55) × 6 - 30	-36点～-54点
50点以下	-60点	-60点
受注工事なし		0点

※ 平均工事成績評定は、四捨五入により整数としてください。

JVの構成員としての施工実績も含みます。

### 2. 能美市優良建設工事表彰 最高20点の加点

【対象】県内に主たる営業所を置く建設事業者

能美市、能美市土地開発公社及び市立病院発注工事において、令和7年1月1日から令和7年1月31日まで（1年間）の間に、「能美市優良建設工事表彰」を受賞された実績により、受賞工事の業種毎に下記のとおり主観点数を加点します。

受賞実績の有無	付与点数
有	20点
無	0点

※ JVの構成員としての受賞実績も認めます。

### 3. 指名停止措置

#### 最大50点の減点

【対象】県内に主たる営業所を置く建設工事業者

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで（1年間）の間に、能美市において、指名停止を受けた期間の累計により、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して減点します。

なお、指名停止措置期間の始期が上記期間中に含まれる場合を対象とします。

指名停止期間（累計）	付与点数
無	0点
1か月未満	-10点
1か月以上 2か月未満	-30点
2か月以上 3か月未満	-40点
3か月以上	-50点

### 4. 女性技術者の雇用

#### 最高10点の加点

【対象】市内業者又は準市内業者

令和7年12月31日現在において、建設業法第7条第2号、第15条第2号イまたはハに該当する営業所専任技術者となり得る資格を有する女性技術者（事業主および役員を除く）を雇用している場合、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

雇用状況	付与点数
有	10点
無	0点

### 5. 保護観察対象者等の協力雇用主としての登録状況

#### 最高5点の加点

【対象】市内業者又は準市内業者

令和7年12月31日現在において、金沢保護観察所への保護観察対象者等の協力雇用主として登録している場合、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

登録状況	付与点数
有	5点
無	0点

**6. 障害者雇用状況****最高 20 点の加点****【対象】市内業者又は準市内業者**

**令和 7 年 12 月 31 日現在**において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第 2 条に定める**障害者を常時雇用（週 30 時間以上）**している場合、下記のとおり主観点数を申請する**全業種**に対して加点します。

雇用状況	付与点数
常時雇用する労働者が 43 人以上の者で、「障害者の雇用の促進に関する法律」第 43 条に基づき障害者を雇用し、かつ常用労働者の数に対する障害者の割合(障害者雇用率)が、同法に定める率(法定雇用率)以上である者 ※公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」を添付して下さい。	10 点
常時雇用する労働者が 43 人未満の者で、障害者を雇用している者	20 点

**7. 次世代育成雇用環境の整備****最高 20 点の加点****【対象】市内業者又は準市内業者**

**令和 7 年 12 月 31 日現在**において、「次世代育成支援対策推進法」第 12 条に基づき、**行動計画を厚生労働大臣に届け出**をしている場合、下記のとおり主観点数を申請する**全業種**に対して加点します。

支援状況	付与点数
常時雇用する労働者が 101 人以上の者（法定雇用義務者）で、「次世代育成支援対策推進法」第 12 条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出ている場合	10 点
常時雇用する労働者が 100 人以下の者で、「次世代育成支援対策推進法」第 12 条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出ている場合	20 点

## 8. ISO 9001の認証取得

最高 10 点の加点

【対象】市内業者又は準市内業者

令和7年12月31日現在において、ISO 9001について、公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）に認定されている審査登録機関またはJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を取得している場合、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

認証取得	付与点数
有	10 点
無	0 点

## 9. ISO 14001の認証取得またはエコアクション21の認証登録

最高 10 点の加点

【対象】市内業者又は準市内業者

令和7年12月31日現在において、ISO 14001について、JABに認定されている審査登録機関またはJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を取得している場合、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

令和7年12月31日現在において、エコアクション21について、一般財団法人持続性推進機構に認証・登録されている場合、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

ただし、ISO 14001認証を取得済みの方については、エコアクション21認証・登録の加点は致しません。

認証取得・登録	付与点数
有	10 点
無	0 点

## 10. 災害時対応の貢献及びその他の社会貢献

最高45点の加点

【対象】全ての建設工事業者

(防災士については市内、準市内業者が対象)

**能美市**との除雪・災害・漏水修繕等における契約締結の有無、また、その他能美市の協働のまちづくり活動への協力の有無により、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

ただし、除雪協力については、**令和7年度**の契約締結を対象とし、その他については、**令和7年1月1日から令和7年12月31日まで（1年間）**の間の実績により適用します。

なお、45点を上限とします。

貢献の有無		付与点数
除雪	<u>自社調達の建設機械で能美市道路除雪業務委託契約の締結（建設機械及びオペレーターの提供）</u>	建設機械1台あたり 15点
※令和7年度 契約締結のみ	<u>能美市から貸与された建設機械で能美市道路除雪業務委託契約の締結（オペレーターの提供）</u>	建設機械1台あたり 5点
災害	能美市と災害協力協定締結	10点
漏水	能美市上水道漏水修繕協力	1件あたり2点 最高 30点
屋根雪おろし	能美市屋根雪おろし作業協力	1件あたり1点 最高 10点
その他の 社会貢献	能美市「道路の里親」協定業者	5点
	防災士の資格を有する者を雇用 (事業所が所在する地域の自主防災組織の防災活動に協力できること)	5点
	能美市消防団協力事業所認定業者	2点
	能美市消防団への協力	基本団員1人あたり 5点 基本団員2人以上 10点 機能別消防団員1人以上 3点
	能美市街頭交通推進隊への協力	隊員1人あたり 2点
	能美市内における各種社会奉仕活動参加	案件1件あたり 1点

※ 能美市内における各種社会奉仕活動参加とは、各業界団体主催による、各種の社会奉仕活動への参加について、1回（おおむね半日）あたり一社につき1点を加点する。

例： 能美市管工事組合

奉仕活動

能美市緑化協会

奉仕活動

根上建設業協会

道路清掃奉仕活動

能美市商工会建設部会

マチづくり清掃活動

辰口建設懇話会

辰口まつり会場清掃奉仕活動

など